

期日指定定期預金規定 変更履歴

【改定日 令和2年11月2日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
<p>3. (利息)</p>	<p>(3) この預金を同規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通預金の利率                  ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%                  ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%                  ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%                  ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%                  ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%</p>	<p>(3) この預金を同規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通預金の利率                  ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%                  ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%                  ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%                  ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%                  ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%</p>	<p>定期預金等を満期日前に解約する場合、そのお利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、預入期間に応じた利率により計算します。この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用する取扱いへ変更いたします。</p>